

公益財団法人平野政吉美術財団所蔵作品・資料等画像の利用（撮影）について

はじめに

公益財団法人平野政吉美術財団（以下「財団」という）では、作品以外のもの（例えば人物）が映りこむ画像等、財団が所蔵している作品・資料の画像データ以外の構図画像の利用（動画を含む）を希望する方へ、作品・資料の撮影（以下「作品等撮影」）許可を有料で行っています。

藤田嗣治作品・資料については、財団への作品等撮影申請のほかには著作権の利用許可が必要ですので日本美術著作権協会へお問い合わせください。

また、「著作権の利用許可」と「財団の利用許可」は一致しないため、企画内容によっては著作権利用許可を得られてもお断りする場合がございます。

撮影を許可する条件

次に掲げる条件をすべて満たす場合、作品・資料の撮影を許可しております。

- 1・複製画や小物、雑貨等の制作を目的としないもの。例えば下記に例示する物に利用しないこと
 - ① 絵はがき、商品カタログ、複製画、文房具類、クリアホルダー、のぼり、旗織物、布製身の回り品、タオル、手ぬぐい、ハンカチ、かや、敷布、布団布団カバー、まくらカバー、毛布、テーブルクロス、ナプキン、イスカバー、壁掛け、カーテン、テーブル掛け、のれん、どん帳、陶磁器、バック、被服、Tシャツ、エプロン、靴下、ネクタイ、バンダナ、運動着、半纏、
 - ② 「茶、コーヒー、ココア、ジュース類、アイスクリーム、菓子、パン、サンドウィッチ、ハンバーガー、甘酒、調味料、みそ、しょうゆ、穀物加工品、麺、すし、弁当、こうじ、米、食用粉類、アルコール飲料」のパッケージ類
- 2・作家や作品の尊厳を損なうことがないと代表理事が判断したもの。
- 3・その他、代表理事が適当であると判断したもの。

提出書類等

申請時

- 1・作品等撮影申請書 1部
- 2・企画概要書 1部
- 3・その他、企画説明に必要なもの（任意様式）

利用後

- 1・成果物 2部(映像媒体の場合 DVD2枚)
- 2・記録媒体の原版

利用条件

- 1・作品等画像に所蔵者名「公益財団法人平野政吉美術財団 蔵」を明記してください。
- 2・作品のイメージを傷つける利用はできません。作品の部分利用やトリミングを行う場合は、事前に利用態様の確認が必要となります。部分利用の場合、「部分」と明示し、必ず全体図を添付掲載するようにしてください。
- 3・撮影の場合には、画像貸出利用料金表の利用料の他に別途撮影料金(1時間 20,000(税別))がかかります。
- 4・申請した利用目的以外での利用または二次利用をしないでください。また、許可を受けた申請者以外の第三者に貸与・譲渡を行わないでください。
- 5・撮影した画像等の著作権は全て財団に譲渡してください。
- 6・写真のポジフィルム、画像データ、録画のマスター等、作品等撮影に伴い生成される記録媒体の原版的な所有権は財団に帰属するものとし、利用後に納入してください。
- 7・所蔵作品等を動画で撮影する場合、動画から静止画を取得しないでください。
- 8・成果物を「2部」財団に納品してください。
- 9・Web ページ等への掲載(動画も含む)について
 - ・無断掲載は禁止します。
 - ・1年以内の期間を決め、申請してください。
 - ・解像度は72dpi、600×600ピクセル以下とし、コピーガードをしてください。
 - ・申請された期間を過ぎても削除されない場合は、削除までの期間の利用料金を請求させていただきます。

申請から作品等撮影・成果物発行までの手順

- 1・作品等撮影申請書(法人代表者印を押印したもの)と企画概要書を当財団までご郵送ください。
※藤田嗣治の画像データを利用する場合、著作権利用許可が必要になります。
- 2・申請内容について撮影許可と判断した場合は、許可書と請求書を発行いたします。
なお、撮影不可の場合でも、審査結果はご連絡いたします。
- 3・請求書がお手元に届きましたら指定の口座へ請求書記載の金額を撮影前日までにご入金ください。入金を確認できない場合は撮影できません。また、一度お支払いいただいた利用料及び撮影料は、実際に作品等撮影を行わなかった場合でも返却いたしません。なお、当初の撮影時間を超過した場合には、追加の撮影料金を請求いたします。

- 4・事前に決定した撮影予定日、撮影時間に、当財団職員の立会いの下、撮影をお願いします。
- 5・作品のイメージを守るため、成果物の発行前に必ず当財団の確認を得てください。内容によっては、修正をお願いすることもあります。
- 6・作品等撮影の利用後は、HDD 等に保管している画像データや中間生成物を消去・廃棄した後、記録媒体の原版を納入してください。納入時の郵送料等をご負担願います。
- 7・成果物「2部」をご送付ください。

諸注意

- 1・手続きには作品等画像利用申請書が財団に到着してから2週間程度の時間がかかります。
- 2・1回の利用ごとに申請書が必要です。書籍や雑誌等の重版や番組の再放送等で画像データを利用する場合は再度申請をしてください。納入していただいた録画マスター、画像原版を貸し出します。(TV番組のオンデマンド配信を含む。)
- 3・利用目的以外の画像利用や無断での二次利用が発覚した場合、利用許可を取り消し、利用を差し止めます。また、当初お客様に請求した金額の2倍の金額を違反金としてお支払いいただきます。なお、目的外使用や二次利用により発生した損害が違反金額を超える場合には、別途その損害を賠償していただきます。
- 4・撮影許可の権利を第三者に譲渡することを固く禁止します。

お問い合わせ先

その他、ご不明な点等のお問い合わせなどは下記のメールアドレスか、お電話、FAXなどで受付しております。

電話：018-833-5809 FAX：018-836-0877（公益財団法人平野政吉美術財団総務課）
メール：hirano_mail0505@pic-hiranofound.jp